

令和 2 年（2020年） 3 月27日

県民文化部 人権・男女共同参画課 人権尊重係

直江 崇（課長） 山岸 昂樹（担当）

電話：026-235-7106（直通）

026-232-0111（代表） 内線 3743

FAX：026-235-7389

E-mail: jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp

「性の多様性を尊重するための職員ガイドライン」の策定について

1 ガイドラインの目的

- ・性的指向・性自認の多様性に関する職員の理解を深める
- ・住民・職員・子どもへの対応に関し考慮すべき視点について、職員の理解を深める
- ・公表により、民間企業・県下自治体・県民の理解を促進する

2 ガイドラインの構成と概要

- ① 理解度チェックリスト
- ② 基礎知識（用語解説・当事者の声）
- ③ 職場・職員の対応



対 住 民	★窓口や電話対応において、見た目や思い込みから相手の性別や、相手のパートナーの性別を決め付けない
	★文書の不要な性別欄は廃止/必要な場合も自由記載欄を設置
	性別に関わらず使えるトイレ（・更衣室）を、施設の新設の際は原則設置、大規模改修の際には設置を検討する
	災害避難者について、県民の多様な特性を理解し、対応を検討する
	利用者の性別を限定する各種制度や施策等の見直しを検討する
	相談担当者は、ガイドライン記載の留意点に則り対応
	★アウティング（性的指向や性自認等の暴露）は絶対に行わない
対 職 員	ハラスメント（差別発言やアウティング等）の禁止
対子ども	子どもに対するいじめや差別発言に対して、しっかり注意する
	子どもの行動に注目し、悩みに寄り添う
	男女別の校則・制度や対応等について見直しを行う
	文部科学省が紹介する全国の先進事例をもとに、トイレの利用や制服等について、個別の配慮を検討する

（★：特に意識すべきもの）

- ④ 相談機関・当事者団体等
- ⑤ 参考文献

